

丹波篠山市立篠山東中学校いじめ防止基本方針

令和7年4月1日

丹波篠山市立篠山東中学校

1 いじめの定義

当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第二条）

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

また、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなくいじめられた生徒の立場に立って、いじめ対応チーム会議により組織的に行う。

いじめの基本認識

- ① いじめはどの生徒にもどの学校でも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ 嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥ いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えててしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

2 いじめの防止等の対策に係る基本理念

- (1) いじめは、生徒の尊厳を脅かし、重大な人権侵害であるとの認識を持っていじめ防止等に取り組む。
- (2) いじめ防止等への責務を自覚し、市、市立学校、保護者、市民及び事業者等と主体的かつ積極的に相互に連携する。
- (3) 生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境を整え、一人一人の尊厳を大切にし、相互に尊重しあう社会の実現に努める。

3 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織…『いじめ対応チーム』

(1) いじめ対応チームの設置

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめの防止等の対策のための組織」として、「いじめ対応チーム」を置く。

(2) いじめ対応チームの構成

校長、教頭、生徒指導担当、学年生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の必要と思われる教職員を加えて構成する。また、外部専門家や関係機関・団体等の助言も得ながら、機動的に運用する。

(3) いじめ対応チームの役割

- ア 学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- イ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- エ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割
- オ 学校基本方針の策定や見直し、いじめ防止の取組が計画通り進んでいるかの点検、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなどいじめ防止の取組について検証を担う役割
- カ 重大事態が発生した際に、速やかに事実関係を明確にするための調査を行い、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図る役割
- キ 兵庫県立教育研修所・心の教育総合センターの「いじめ未然防止プログラム」の活用等、いじめの対応に関する校内研修等を企画し、教職員の対応能力の向上を図る役割
- ク 校区内における各小学校の指導内容等について情報交換を行った上で、一貫した指導の体制づくりを行う役割

4 いじめの未然防止の取組

(1) 学級集団づくりの充実

心の通い合う学級経営を基盤に、生徒会活動や学校行事などの集団活動を通して、望ましい人間関係の形成、自主的、実践的な態度、健全な生活態度の育成に努める。

(2) 命や人権を尊重し豊かな心を育てる教育の推進

生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた人権教育や道徳教育、体験教育等の充実を図る。

| 取組 | ねらい | 具体的な内容（時期・回数等） |
|---------|---|-----------------------------------|
| 人権教育の充実 | いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを生徒たちに理解させる。 | 弁論大会 人権作文 体験型人権学習活動 学級活動 |

| | | |
|-------------------------|--|--|
| | 生徒たちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。 | |
| 道徳教育の充実 | 未発達な考え方や道徳的判断力の低さ、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生する「いじめ」に対し、考え、議論する道徳の授業を通して道徳的判断力を高めるとともに、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てる。 | 道徳の充実 学級活動 |
| 体験教育の充実 | 自己と向き合い、他者、社会、自然との直接的なかかわりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自分自身が気づかせる。 | トライやる・ウィーク ボランティア 福祉体験活動 スキー学校 |
| コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実 | 他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築く。 | 学級活動 委員会活動 部活動 学校行事 |
| 生徒会活動の充実 | 生徒が協力しあい、よりよい学校生活をつくり出す自主的な態度を育成する。 | あいさつ運動 いじめゼロ宣言 学級活動 委員会活動 学校行事 |
| 家庭や地域との連携の充実 | いじめ問題に対する正しい理解を促すことで、適切な連携のもと生徒の支援及び指導を充実させる。 | 学校・学年・学級通信 PTA活動 各種リーフレットの配布 |
| 情報機器の取扱 | 情報機器の危険性や適切な使用方法について伝え、自らルールをつくりそれを守れる姿勢を育成する。 | 情報機器取扱宣言 PTA活動 学級活動 学校・学年・学級通信 |

5 いじめの早期発見の取組

生徒がどのような生活環境、交友関係の中で活動し、どのような悩みや不安を抱いているかを、日々の観察や生活ノート、教育相談、アンケート等によって情報を収集する。そして、きめ細かな把握と分析をし、生徒の発する様々なサインを見逃さないようにすると共に、いじめの早期発見に努める。また、生徒に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者や地域の方とも連携して情報を収集する。

| 取組 | ねらい | 具体的な内容（時期・回数等） |
|------------------------------|---|--|
| 日々の観察 (生活ノートの活用等) | 生徒達と共に過ごす機会を積極的に設け、いじめの早期発見につなげる。 | 生活ノートの活用（毎月） 校内巡視 保護者に連絡をする 部活動 |
| 教育相談 (学校カウンセリング) | 教師が積極的に声かけ等を行い生徒が日頃から気軽に相談できる環境をつくり、問題の早期解決を図る。 | 教育相談週間 保護者に連絡をする 家庭訪問 日常的な声かけ（チャンス相談） |
| いじめ実態調査アンケート | 生徒の悩みや人間関係を把握し、教育相談等をしながら、いじめゼロの学校づくりを目指す。 | 学期に1回以上 生徒アンケート実施・分析 生徒アンケート結果（5年間保管） |
| いじめ相談窓口としてのいじめ対応チームの周知 | 誰もが相談しやすい状況を構築することで、深刻な事案への発展を防ぐ。 | 全校集会 学校・学年・学級通信 PTA活動 |
| 保護者や生徒にいじめの問題に関する正しい理解の普及と啓発 | 保護者が保護者の責務等を踏まえて生徒の規範意識を養うための指導等を適切に行えるように支援するとともに、いじめ防止への理解を深める。 | 全校集会 学校・学年・学級通信 PTA活動 道徳 |

6 いじめの早期対応の取組

いじめを発見、又はいじめの疑いを認めたときには、適切かつ迅速な対処を行うとともに、速やかに市教育委員会に知らせる。

いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うとともに、対応の結果を保護者及び市教育委員会に報告する。関係機関等との連携が必要な場合は、隨時その措置をとる。このため、教職員は日頃から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めるよう研修に努める。

(1) いじめ対応の基本的な流れ

○いじめの相談があったときの対応の主な流れ

生徒

いじめについての相談等

学校教職員、市職員、保護者、生徒からの相談に応じる者 等

いじめの事実があると思われるとき、その生徒が在籍する学校や組織等への通報等を行う。

学校 等

○学校におけるいじめ対応の基本的な流れ

いじめ情報のキャッチ

- ・保護者等からの通報
- ・いじめアンケート等調査及び面接からの把握
- ・在籍する生徒がいじめを受けていると思われるとき

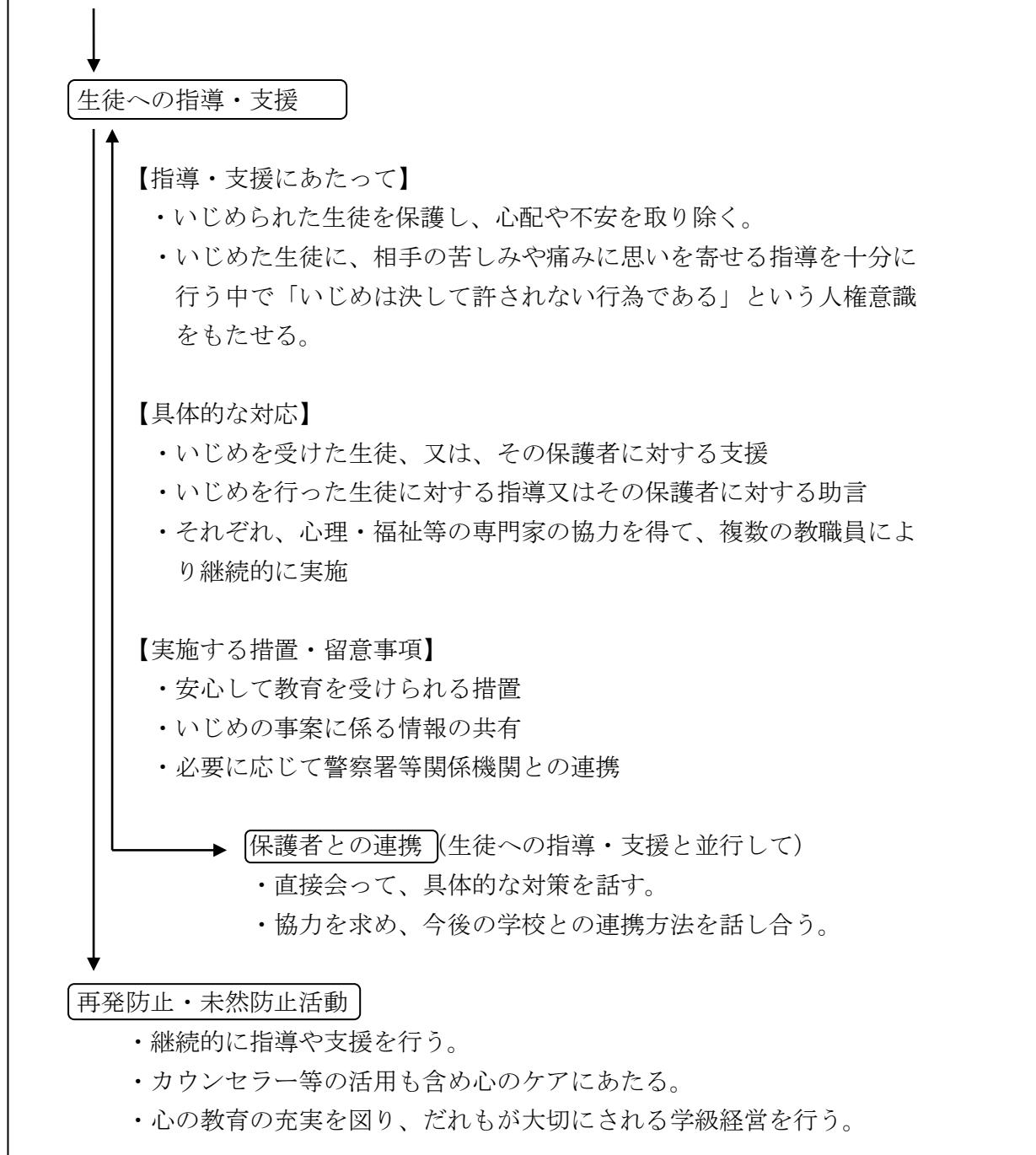
- ・速やかに「いじめ対応チーム」を招集する。
- ・把握した内容について、市教育委員会に速報として報告する。

正確な実態把握

- ・当事者双方、周りの生徒から聴き取り、記録する。
 - ・個々に聴き取りを行う。
 - ・関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
 - ・ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。
- ↓
- ・いじめられた生徒を徹底して守る。
 - ・見守る体制を整備する。（登下校、休み時間、清掃時間、放課後等）

指導体制・方針の決定

- ・指導のねらいを明確にする。
- ・すべての教職員の共通理解を図る。
- ・対応する教職員の役割分担を考える。
- ・市教育委員会、関係機関との連携を図る。



(2) いじめが起きた場合の対応

ア いじめられた生徒に対して

○生徒に対して

- ・事実確認とともに、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・必ず解決できる希望が持てるなどを伝える。
- ・自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

○保護者に対して

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。

- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭で生徒の変化に注意し、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

イ いじめた生徒に対して

○生徒に対して

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景にも目を向け、成長支援という観点を持ちながら指導する。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

○保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・生徒の変容を図るため、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

ウ 周りの生徒に対して

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- ・いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

エ 継続した指導

- ・いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- ・教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- ・いじめられた生徒の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- ・いじめられた生徒、いじめた生徒双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

7 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

ア いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

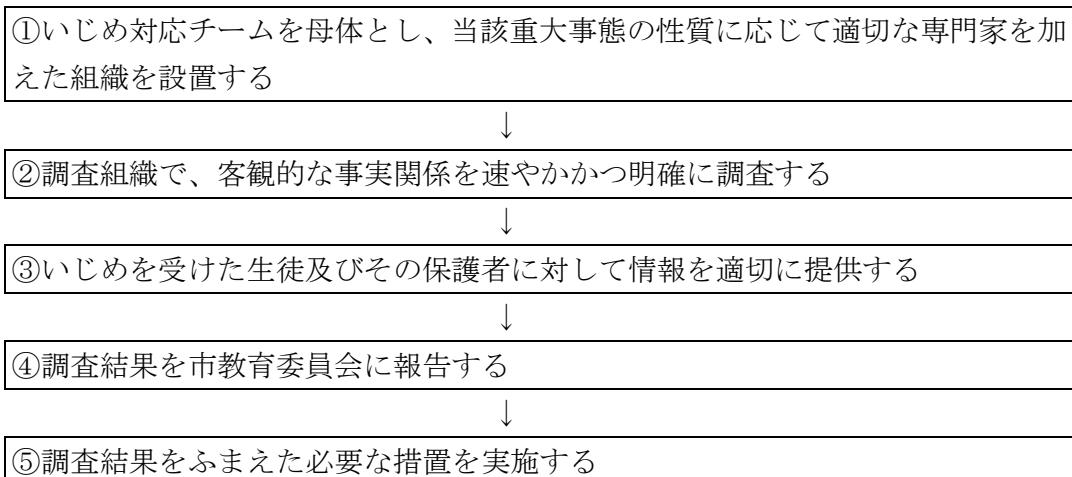
イ いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間（30日）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があったときは、重大事態が発生したものとして、報告及び調査等に当たる。

(2) 重大事態の報告・調査

重大事態を認知した場合、学校は、直ちに市教育委員会に重大事態の発生を報告する。市教育委員会において、その事案の調査を行う主体及びどのような調査組織とするかについて判断する。

学校が調査の主体となる場合、以下のような対応にあたる。



8 いじめの防止に係る年間計画

| 月 | 職員会議等 | 未然防止に向けた取組 | 早期発見に向けた取組 |
|---|--|---|---|
| 4 | 職員会議（通年） 校内研修 生徒指導委員会（通年） 生徒支援委員会（通年） いじめ対策委員会（通年） | 学級開き、人間関係づくり 学校基本方針の確認・保護者に向け啓発 SNS等利用マナー指導 SCグループカウンセリング 道徳・学活 | 保護者・地域との連携 生活ノート等（通年） 相談しやすい環境づくり（通年） |
| 5 | | 道徳・学活 | |

| | | | |
|----|---|---|------------------------------------|
| | | 生徒会 「いじめ見逃しゼロ宣言」 修学旅行（3年） | |
| 6 | | トライやる・ウィーク（2年） 体験型人権学習活動 | 教育相談週間 |
| 7 | いじめ対策委員会（いじめアンケート結果の集約・対応協議） 職員会議（いじめアンケート結果の共有等） 学校評価の実施 | 保護者懇談会 全校集会（のぞましい生活について、SNSの利用など） 体験型人権学習活動 | いじめアンケート① 教育相談 全校集会（相談窓口の周知） |
| 8 | 職員のカウンセリング マインド研修 | 人権作文 体験型人権学習活動 ボランティア活動 | 部活指導 |
| 9 | | 体育祭（人間関係づくり） | 夏休み明けの教育相談 |
| 10 | いじめ対策委員会（いじめアンケート結果の集約・対応協議） 職員会議（いじめアンケート結果の共有等） | 文化祭（人間関係づくり） 弁論大会 | |
| 11 | | | 教育相談週間 |
| 12 | いじめ対策委員会（いじめアンケート結果の集約・対応協議） 職員会議（いじめアンケート結果の共有等） 学校評価の実施 | 保護者懇談会 道徳・学活指導 全校集会 福祉体験活動 | いじめアンケート② 教育相談 全校集会（相談窓口の周知） |
| 1 | | スキー学校（1年） 体験型人権学習活動 | |
| 2 | | 話し合い活動「学級の諸課題」 道徳・学活指導 | いじめアンケート③ 教育相談 |
| 3 | いじめ対策委員会（いじめアンケート結果の集約・対応協議） 職員会議（いじめアンケート結果の共有等） | 記録整理・引き継ぎ情報の作成 ボランティア活動 | |

